

長期優良住宅化リフォームに係る技術的審査料金表

*本料金表は長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型(2)】に係る技術的審査について適用します。

1. 一戸建ての住宅

(税抜き 単位:円)

申請種別	新規依頼 ※1			変更依頼 ※2		
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
1依頼当たりの料金	58,000	65,000	78,000	29,000	32,500	39,000

※1 新規依頼:

技術的審査(リフォーム前)及び技術的審査(リフォーム後)の新規依頼を指し、リフォーム前にインスペクションを行い技術的審査(リフォーム後)を依頼しない場合も含まれます。

※2 変更依頼:

リフォーム前にインスペクションを行い適合確認書の発行後のリフォーム工事実施・完了時に当初の依頼と工事内容が変更が生じた場合の変更依頼を指します。

※3 耐震性の区分

【平成28年度及び平成27年度公募分】

区分Ⅰ:

確認済証・添付図書及び検査済証等(検査済証の他、建設住宅性能評価書、旧住宅金融公庫融資の現場審査判定通知書、フラット35の適合証明書等の建設段階で検査等を受けたことを確認できる書類を含むをいう。)により新築時の耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合で耐震等級(倒壊等防止)等級2以上等の基準に適合する。

確認済証・添付図書及び検査済証がある場合で耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合、又は確認済証・添付図書がある場合で、現地調査により図書と現況に相違がないことが確認できる場合で、住宅の着工時期が昭和56年6月1日以降である。

区分Ⅱ:

なし

区分Ⅲ:

木造にあっては現地調査結果に基づき壁量計算等又は構造計算等を行い、鉄筋コンクリート造、鉄骨造にあっては現地調査結果に基づき構造計算等を行い、新耐震基準に適合する。

耐震診断により基準に適合する。

【平成26年度公募分で平成26年11月4日公表の評価基準を適用する場合】

区分Ⅰ:

確認済証・添付図書及び検査済証等(検査済証の他、建設住宅性能評価書、旧住宅金融公庫融資の現場審査判定通知書、フラット35の適合証明書等の建設段階で検査等を受けたことを確認できる書類を含むをいう。)により新築時の耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合で耐震等級(倒壊等防止)等級2以上等の基準に適合する。

確認済証・添付図書及び検査済証がある場合で耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合、又は確認済証・添付図書がある場合で、現地調査により図書と現況に相違がないことが確認できる場合で、住宅の着工時期が木造にあっては平成12年6月1日以降であり、鉄筋コンクリート造、鉄骨造にあっては昭和56年6月1日以降である。

区分Ⅱ:

木造で確認済証・添付図書及び検査済証がある場合で耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合、又は確認済証・添付図書がある場合で、現地調査により図書と現況に相違がないことが確認できる場合で、住宅の着工時期が昭和56年6月1日～平成12年5月31日であり、基礎が無筋の場合、基準に適合する補強が行われており、壁のバランス、接合部が基準に適合する。

区分Ⅲ:

木造にあっては現地調査結果に基づき壁量計算等又は構造計算等を行い、鉄筋コンクリート造、鉄骨造にあっては現地調査結果に基づき構造計算等を行い、新耐震基準に適合する。

住宅の着工時期が昭和56年5月31日以前であり耐震診断により基準に適合する。

2. 共同住宅等

技術的審査料金は依頼内容を確認させていただき、お見積りとさせていただきます。

詳しくは各性能評価センターまでお問い合わせください。

3. 一部料金の返金(一戸建ての住宅)

新規依頼において(仮)適合確認書発行後に技術的審査(リフォーム後)の依頼を行わない場合は、取り下げ届を提出いただいたうえで、1依頼当たり8,000円(税抜き)を返金します。

4. 適合確認書再発行料金

(仮)適合確認書又は適合確認書の再発行料金は、1通当たり5,000円(税抜き)となります。

5. その他料金

インスペクションに代えて既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査を活用する場合の検査料金は、別途料金となります。下記アドレスの料金表よりご確認ください。

http://www.iio-kensa.co.jp/inspection/performance/common/pdf/exsit01_01.pdf